

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL 054-253-5580
 FAX 054-253-5589
 [インターネット]
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>
 静岡県国保連合会 検索

介護給付費等の請求方法について

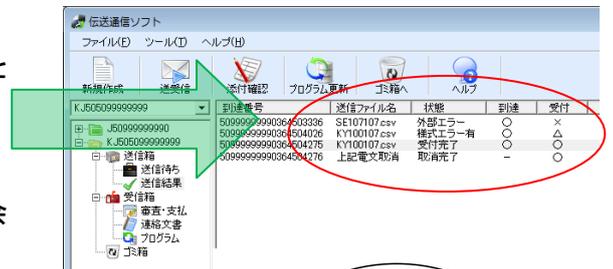
介護給付費等の請求方法には、「伝送」「磁気媒体」「帳票」があります。

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」が平成26年8月15日付けで公布され、同日から施行されました。これにより、原則として請求方法が伝送又は電子媒体による請求に限定されましたが、伝送又は電子媒体による請求が困難である場合は、書面による請求を可能とする例外規定が設けられています。

今回は、介護給付費等を請求する際の注意点についてお知らせいたします。

伝送（インターネット・ISDN）

- ・送信後は必ず結果を確認してください。正しく送信されないと介護給付費等が支払われなくなることがあります。
- ・送信したデータにエラーがあった場合、10日までは取消・修正・再送信が可能です。
- ・送信した件数等を確認する場合は、10日までに国保連合会に電話にてお問い合わせください。



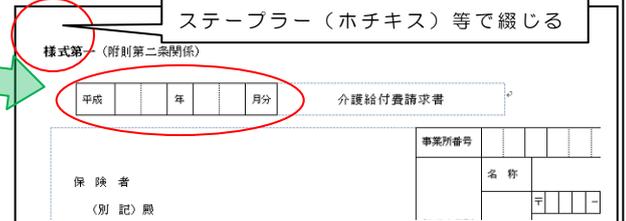
磁気媒体（FD・MO・CD-R）

- ・上記の3種類の磁気媒体のみ受付いたします。
- ・磁気媒体には、事業所番号・事業所名・連絡がつく電話番号等を必ず明記してください。（FD・MOにはラベル貼付、CD-Rには直接記入）
- ・正副の磁気媒体を作成してください。提出した磁気媒体が読み取り不能等の場合に提出していただくことがあります。
- ・磁気媒体に入れるデータはフォルダに入れないようにしてください。読み取りができなくなります。
- ・CSV以外の不要なデータを入れないようにしてください。



帳票

- ・請求書はサービス提供年月ごとに作成してください。
- ・請求書と明細書はステープラー（ホチキス）等で左上を綴じてください。
- ・明細書の記載漏れ・○の付け忘れ等にご注意ください。記載漏れ等は返戻になります。



※介護給付費請求書等の提出期限は、請求省令により毎月10日と定められています。

※詳しくは、静岡県国保連合会のホームページをご覧ください。

介護保険 → 介護保険請求事業所の皆様 → 7. 介護報酬請求事務の解説

平成26年11月からインターネット回線でも請求ができるようになり、請求方法を変更された事業所が多数あります。この機会にインターネット請求に切り替えてみてはいかがでしょうか？（ISDN回線での伝送は平成30年3月末までとなっています）

ホームページ **介護保険 → 介護保険請求事業所の皆様 → 1. インターネット請求について**

ISDN回線で請求している事業所様へお知らせ

平成28年2月20日（土）、2月21日（日）及び3月15日（火）（予定）は、国保連合会において機器の移行作業を行います。そのため、テストデータ等の送受信ができませんのでご注意願います。

平成28年2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29					

平成28年3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

請求事務を担当される方は、御一読ください。